

[第26回]

高齢者福祉施設の火災と消防法令の強化(10) スプリンクラー設備を設置することを 要しない構造(5)

規則第12条の2第3項の制定

長崎市のグループホームの火災(平成25年2月、死者5名)を受け、平成25年12月の政令改正により、延べ面積275㎡未満の(6)項口((16)項イの一部であるものを含む。)については原則としてスプリンクラー設備の設置が義務づけられた(施行 平成27年4月1日)。この改正により、共同住宅の1つの住戸が(6)項口として用いられている場合にも、原則としてスプリンクラー設備を設置しなければならなくなったが、共同住宅に絞って考えれば、防火区画や避難路などの造り方によっては、スプリンクラー設備が設置されていなくても、一定の安全性を確保できるものもありそうである。

規則第12条の2第3項は、このような考え方に基づき、この政令改正により新たにスプリンクラー設備が設置されることとなったものに対するスプリンクラー設備の設置免除規定として、平成26年3月の省令改正で新たに設けられたものである。

規則第12条の2第3項を読み解くと

この条文もなかなか読みにくいですが、以下のように分解すると解説しやすくなる。

【規則第12条の2第3項】
第1項の規定にかかわらず、

令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物(A)の部分で同表(6)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、

延べ面積が275㎡未満のもの(B)においては、

令第12条第1項第1号の総務省令で定める構造は、

次の各号に定める区画を有するものとする。

A：同表(5)項口及び(6)項口に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものに限る。

B：第1項第1号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。以下この条において「特定住戸部分」という。

第1項の規定にかかわらず…

この「第1項」は、言うまでもなく規則第12条の2第1項のことで、(6)項口等((16)項イの一部であるものを含む。)について、スプリンクラー設備の設置を免除する条件としての区画の仕様を定めたものである(本稿第23回及び24回参照)。

令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物(A)の部分で同表(6)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち…

ここは、複合用途防火対象物の一部に(6)項口の用途に供される部分がある場合、その部分を対象とした免除規定であることを示している。(16の2)項は免除規定の対象にはなっていない。地下街に(6)項口が設置されることはなさそうだが、万一設置されるようなことがあれば、スプリンクラー設備は免除しない、ということであり、まあ、当然だろう。また、(6)項イ(1)と(2)もこの免除規定の対象外になっていることに留意する必要がある。

共同住宅の一部の住戸が(6)項口等として用いられる場合、その住戸には原則としてスプリンクラー設備を設置しなければならないが、規則第12条の2第3項に基づく区画を設けることにより、スプリンクラー設備の設置を免除することができる。

この規定を読みやすくするため、かっこ内のAを抜き出して別に表示してみた。Aにより、この規定は、共同住宅の一部が(6)項口の用途に用いられている場合に、その部分をターゲットにして設けられたものだということがわかる。他の用途が混在している場合は、スプリンクラー設備の設置免除はできないということである。

延べ面積が275㎡未満のもの(B)においては…

「延べ面積」は「建築物全体の床面積の合計」という意味で使われるのが普通だが、ここでは「(6)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計」という意味で使われている。

この規定は、この第3項が、新たにスプリンクラー設備の設置義務が生じた「延べ面積が275㎡未満のもの」を対象としていることを示している。延べ面積275㎡以上のものについては、第1項第1号で対応することになる。

Bはかっこ内の部分を抜き出したものである。「第1項第1号に定めるところにより設置される区画を有するもの」というのは、基準面積1,000㎡未満の(6)項口等を対象としたスプリンクラー設備の免除要件(本稿第23回参照)に適合するものである。これを「除く」と言っているので、これに該当するものはスプリンクラー設備の免除規定の対象外になると考えそうになるが、「第1項第1号に定めるところにより設置される区画を有するもの」はそちらでスプリンクラー設備が免除されるので、この規定では対象としていない、という程度の意味である。

「特定住戸部分」は「(6)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、延べ面積が275㎡未満のもの」なので、「住戸部分」と言っても、(6)項口の用途に供される部分である。

「次の各号に定める区画」とは

上で述べたように、共同住宅の一部の住戸が(6)項口の用途に供されている場合、スプリンクラー設備の設置免除要件を満たす区画は2種類ある。1つは規則第12条の2第1項第1号(この稿では以下「1項1号」という。)であり、もう1つは同条第3項(以下「3項」)である。1項1号に適合すれば問題ないが、1項1号は共同住宅の一部住戸だけを前提にした規定ではないので、ピタッと合わない場合もある。その場合にも、(6)項口部分の延べ面積が275㎡未満のものについては、3項に適合すればスプリンクラー設備の設置を免除できる、というのが規則第12条の2の考え方なのである。表は、この両者を対比したものである。

この表から、以下のことがわかる。

- ① 1項1号は、居室が1つの場合のほか、幾つかの居室がまとまっている場合も想定しており、後者の場合はその居室のまとまりを区画することになっている。このため、「区画された部分すべての床の面積が100㎡以下」とか「区画された部分すべてが4以上の居室を含まない」などとして、1つの区画の最大値を定めている。条文上は、基準面積が1,000㎡未満であれば、このような区画が幾つあっても問題はないことになる。一方、3項は共同住宅を前提としているため、住戸単

表 (6) 項口等にかかるスプリンクラー代替区画(規則第12条の2 第1項第1号と第3項)

		規則第12条の2 第1項第1号	規則第12条の2 第3項
用途・規模等		・(6) 項イ(1)及び(2)並びにロ((16)項イ・(16)の2) 項の関係部分を含む。 ・基準面積1,000㎡未満	・(5) 項ロと(6) 項ロのみからなる(16) 項イ ・(6) 項ロ部分(特定住戸部分)の延べ面積275㎡未満
居室等の区画	対象	居室	特定住戸部分の各住戸
	構造	準耐火構造の壁及び床	同左
壁及び天井の内装の室内に面する部分	避難路となる廊下等	準不燃材料(入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存し、延べ面積275㎡未満で、 <u>容易に避難できる構造</u> ※であれば不要)	※※の廊下に通ずる通路は準不燃材料
	その他の部分	難燃材料(入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存し、延べ面積275㎡未満で、 <u>容易に避難できる構造</u> ※であれば不要)	難燃材料
区画する壁及び床の開口部の面積	合計	8㎡以下	—
	1の開口部	4㎡以下	—
開口部に設ける防火戸		防火戸 ・防火シャッターは使用不可(廊下と階段とを区画する部分のみ可) ・自動閉鎖装置付き又は ・煙感知器連動閉鎖式(避難路に設けるものは大きさ75cm×1.8m以上、下枠15cm以下の自動閉鎖の部分有すること)	特定住戸部分の各住戸の主たる出入口に左と同様の防火戸
区画された部分	床面積	区画された部分すべての床の面積が100㎡以下	特定住戸部分の各住戸の床の面積100㎡以下
	居室数	区画された部分すべてで居室が3以下	—
その他		※ 以下の全て(第2項第2号) ・入居者等の避難時間が避難限界時間を超えない(H26消防庁告示第4号) ・原則として煙感知器 ・入居者等の利用に供する居室に関係者が内外から容易に開放できる開口部 ・当該開口部は幅員1m以上の空地に面する ・当該開口部は入居者等が容易に避難できる形状 ・入居者等の利用する居室から二方向以上の避難可能	・特定住戸部分の各住戸の主たる出入口が、<u>直接外気に開放され、かつ、煙排出可能な廊下※※に直面</u> ・上記廊下に通ずる通路は他の居室を通過しない(H26消防庁告示第4号) ・上記廊下に通ずる通路に面する開口部は自動閉鎖式の戸(不燃性)を設置(H26消防庁告示第4号) ・居室及び通路に煙感知器

位で区画することになっている。

- ② 「特定住戸部分の各住戸」の最大面積は100㎡としているが、その内部にある居室の数に制限はない。
- ③ 1項1号の区画単位が「居室のまとまり」であり、3項の区画単位が「特定住戸部分の各住戸」であると考え、区画単位ごとの区画性能はほぼ同様である。
- ④ 区画する壁及び床の開口部の面積制限及び容易に避難できる構造である場合の内装制限の緩和規定は、1項1号にはあるが、3項にはない。
- ⑤ 1項1号になく3項にはあるのが、特定住戸等部分の各住戸の主たる出入口が面する廊下についての規定である。この廊下は、**直接外気に開**

放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものでなければならないとされているが、構造制限や内装制限は求められていない。

- ⑥ 各住戸内の通路で⑤の廊下に通ずるものについては、準不燃材料で内装制限をし、これに面する開口部には自動閉鎖式の不燃性の戸を設けることを求めるなど、主たる避難路としての安全性を確保するよう措置することを要件としている。
- ⑦ 3項は、居室及び通路に煙感知器を設けることを求めている。これは、火災をできる限り早く感知して、素早く⑤の通路まで避難すれば一応の安全は確保されるということだと考えられるが、1項1号に特段の規定はない。